

「農地法」及び「農振法」に係る知事権限の移譲市町村及び新規市町村一覧

令和2年4月1日現在

局名	市町村	農地法				農振法	備考
		農地の転用の許可 (第4条・第5条)	委任の 有無	農地の賃貸借の解約の 許可 (第18条)	委任の 有無	農用地区域内の開発行 為の許可 (第15条の2)	
空知	夕張市						
	岩見沢市						
	美唄市	○	○	○	○	○	
	芦別市	○	○	○	○	○	
	赤平市	○	○	○	○	○	
	三笠市			○	○	○	
	滝川市	○	○	○	○	○	
	砂川市			○	○		
	歌志内市	○	農委なし	○	農委なし	農振なし	
	深川市			○	○	○	
	南幌町	○	○	○	○	○	
	奈井江町	○	○	○	○	○	
	上砂川町	○	農委なし	○	農委なし	農振なし	
	由仁町	○	○	○	○	○	
	長沼町	○	○	○	○	○	
	栗山町	○	○	○	○	○	
	月形町	○	○	○	○	○	
	浦臼町	○	○	○	○	○	
	新十津川町	○	○	○	○	○	
	妹背牛町						
	秩父別町			○	○	○	
雨竜町			○	○			
北竜町			○	○			
沼田町			○	○	○		
石狩	札幌市			○	○		第18条は地方分権一括法により移譲
	江別市			○	○		
	千歳市	○	○	○	○	○	
	恵庭市			○	○		
	北広島市			○	○		
	石狩市	○	○	○	○	○	
後志	当別町	○	○	○	○	○	
	新篠津村						
	小樽市	○	×	○	×	○	
	島牧村	○	○	○	○	○	
	寿都町	○	○	○	×	○	
	黒松内町	○	○	○	○	○	
	蘭越町	○	○	○	○	○	
	二セコ町	○	○	○	○	○	
	真狩村			○	○		
	留寿都村	○	×	○	×	○	
	喜茂別町	○	×	○	×	○	
	京極町	○	○	○	○	○	
	倶知安町			○	○		
	共和町	○	○	○	○	○	
	岩内町	○	○	○	○	○	農振開発行為許可は平成31年4月から移譲
	泊村	○	農委なし	○	農委なし	農振なし	
	神恵内村	○	農委なし	○	農委なし	農振なし	
積丹町	○	○	○	○	○		
古平町	○	○	○	○	○		
仁木町	○	○	○	○	○		
余市町	○	○	○	○	○		
赤井川村	○	○	○	○	○		
胆振	室蘭市	○	農委なし	○	農委なし	○	
	苫小牧市	○	○	○	○	○	
	登別市	○	○	○	○	○	
	伊達市	○	○	○	○	○	
	豊浦町	○	○	○	○	○	
	壮瞥町	○	○	○	○	○	
	白老町	○	○	○	○	○	
	厚真町	○	○	○	○	○	
	洞爺湖町	○	×	○	×	○	
	安平町	○	○	○	○	○	
むかわ町	○	○	○	○	○		

局名	市町村	農地法				農振法	備 考
		農地の転用の許可 (第4条・第5条)	委任の 有無	農地の賃貸借の解約の 許可 (第18条)	委任の 有無	農用地区域内の開発行 為の許可 (第15条の2)	
日高	日高町						
	平取町			○	○	○	
	新冠町			○	○	○	
	浦河町					○	
	様似町	○	○	○	○		
	えりも町	○	○	○	○	○	
	新ひだか町					○	
渡島	函館市						
	北斗市	○	○	○	○	○	
	松前町	○	○	○	○	○	
	福島町	○	○	○	○	○	
	知内町	○	○	○	○	○	
	木古内町	○	○	○	○	○	
	七飯町	指定市町村	○	○	○	指定市町村	
	鹿部町	○	農委なし	○	農委なし	○	
	森町	○	○	○	○	○	
	八雲町			○	○	○	
檜山	長万部町	○	×	○	×	○	
	江差町	○	○	○	○	○	
	上ノ国町	○	○	○	○	○	
	厚沢部町	○	○	○	○	○	
	乙部町			○	○	○	
	奥尻町	○	○	○	○	○	
	今金町	○	○	○	○	○	
上川	せたな町	○	○	○	○	○	
	旭川市			○	○		
	士別市	○	○	○	○	○	
	名寄市			○	×	○	
	富良野市	○	○	○	○	○	
	幌加内町	○	×	○	×	○	
	鷹栖町	○	○	○	○	○	
	東神楽町	○	○	○	○	○	
	当麻町	○	○	○	○	○	
	比布町	○	○	○	○	○	
	愛別町	○	○	○	○	○	
	上川町	○	○	○	○	○	
	東川町	○	○	○	○	○	
	美瑛町	○	○	○	○	○	
	上富良野町	○	○	○	○	○	
	中富良野町	○	○	○	○	○	
	南富良野町	○	○	○	○	○	
	占冠村	○	○	○	○	○	
	和寒町	○	○	○	○	○	
	剣淵町	○	○	○	○	○	
留萌	下川町	○	○	○	○	○	
	美深町	○	○	○	○	○	
	音威子府村	○	○	○	○	○	
	中川町	○	○	○	○	○	
	留萌市	○	○	○	○	○	
	増毛町	○	○	○	○	○	
	小平町	○	○	○	○	○	
	苫前町	○	○	○	○	○	
	羽幌町	○	○	○	○	○	
	初山別村	○	○	○	○	○	
宗谷	遠別町	○	○	○	○	○	
	天塩町			○	○		
	稚内市	○	○	○	○	○	
	幌延町	○	×	○	×	○	
	猿払村	○	○	○	○	○	
	浜頓別町	○	○	○	○	○	
	中頓別町	○	○	○	○	○	
	枝幸町	○	○	○	○	○	
利尻	豊富町	○	○	○	○	○	
	礼文町	○	農委なし	○	農委なし	○	
	利尻町	○	農委なし	○	農委なし	○	
	利尻富士町	○	農委なし	○	農委なし	○	

局名	市町村	農地法				農振法	備考
		農地の転用の許可 (第4条・第5条)	委任の 有無	農地の賃貸借の解約の 許可 (第18条)	委任の 有無	農用地区域内の開発行為の許可 (第15条の2)	
オホーツク	北見市			○	○	○	
	網走市	○	○	○	○	○	
	紋別市	○	○	○	○	○	
	美幌町	○	○	○	○	○	
	津別町	○	○	○	○	○	
	斜里町			○	○		
	清里町			○	○	○	
	小清水町	○	○	○	○	○	
	訓子府町	○	○	○	○	○	
	置戸町			○	○		
	佐呂間町	○	○	○	○	○	
	遠軽町	○	○	○	○	○	
	湧別町	○	○	○	○	○	
	滝上町	○	○	○	○	○	
	興部町	○	○	○	○	○	
	西興部村	○	○	○	○	○	
雄武町	○	○	○	○	○		
大空町	○	○	○	○	○		
十勝	帯広市	○	○	○	○	○	
	音更町	○	○	○	○	○	
	士幌町	○	○	○	○	○	
	上士幌町	○	○	○	○	○	
	鹿追町	○	○	○	○	○	
	新得町	○	○	○	○	○	
	清水町	○	○	○	○	○	
	芽室町	○	○	○	○	○	
	中札内村	○	○	○	○	○	農地転用許可、農振開発行為許可は平成31年4月から移譲
	更別村	○	○	○	○	○	
	大樹町	○	○	○	○	○	
	広尾町	○	○	○	○	○	
	幕別町	○	○	○	○	○	
	池田町	○	○	○	○	○	
	豊頃町	○	○	○	○	○	
	本別町	○	○	○	○	○	
足寄町	○	○	○	○	○		
陸別町	○	○	○	○	○		
浦幌町	○	○	○	○	○		
釧路	釧路市			○	○	○	
	釧路町			○	○	○	
	厚岸町			○	○		
	浜中町			○	○	○	
	標茶町	○	○	○	○	○	
	弟子屈町			○	○		
	鶴居村			○	○	○	
根室	白糠町			○	○	○	
	根室市	○	○	○	○	○	
	別海町	○	○	○	○	○	
	中標津町	○	○	○	○	○	
標津町	○	○	○	○	○		
羅臼町	○	農委なし	○	農委なし	○		
計		140	123	171	152	150	
委任しない市町村			7		9		
農委の無い市町村			10		10		

注) 委任とは、地方自治法第180条の2の規定に基づき市町村長が行う事務の農業委員会への委任である。
 注) 農地法18条の許可権限のうち政令指定都市においては、第4次地方分権一括法により平成27年4月1日から法定移譲
 注) 農地法4・5条及び農振法15条の2の許可権限のうち指定市町村においては第5次地方分権一括法により法定移譲
 注) 上記合計数値には法定移譲市町村である指定市町村を含む。